



地域で「尊厳が守られた」暮らしを送るために 権利擁護について考える

関 高齢福祉課 地域ケア推進係

権利擁護とは？

高齢者や障がい者など、立場が弱いとされている方の権利を守るための取り組みを指します。
これは「尊厳を守る」ことに言い換えられます

POINT

必要なサービスや支援に適切につなげることが大切です！



「良かれと思って…」 こんな経験ありませんか？

- ① 本人のことは家族が一番よくわかっているからと、家族が良かれと思って、本人の代わりに全部決めている。
- ② ご本人が何らかの意思を示しても、周囲の人が、「客観的に見て適切ではない、不合理だから」と考え、ご本人の意思に反した決定をしている。



家族や支援者の方からこのような扱いが続くことで、ご本人は、「自分のことを自分で決め、自分らしく生きる」ことをあきらめるようになってしまうかもしれません。

「自分のことを自分で決め、自分らしく生きる」 を応援するポイント3つ

- ① 「〇〇したい！」と思えるための支援
 - ・ご本人が「〇〇したい！」と思えるために、必要な情報を本人に伝えてありますか。
 - ・言葉だけではなく、パンフレット等で文字や図、表を使って説明していますか。
- ② 「〇〇したい！」と言えるための支援
 - ・ご本人が慣れている場所で、話しやすく安心する人が聞き取ったり、同席したりするなどの配慮をしていますか。
 - ・ご本人の考えは、時間の経過や状況等によって変わることもあります。時間をかけて繰り返し確認していますか。
- ③ 「〇〇したい！」を実現するための支援
 - ・ご家族、ご近所、専門職などチームによる支援や社会資源の利用など、利用できる様々な手段の検討をしていますか。



高齢福祉課が取り組んでいる権利擁護支援のご紹介！

成年後見制度

こんなことに困っていませんか

「物忘れがひどくなって、通帳やお金の管理が心配」
「認知症で一人暮らしの親を悪質商法から守りたい」

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等によって、判断能力に心配がある方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。
制度を利用するためには、裁判所に申立てをする必要があります。また、申立てをできる人が限られている等、手続きには様々な条件があります。

成年後見制度を使えないかな？
と思ったら、ご相談ください。



高齢者虐待対応

高齢者虐待の種類

- 身体的虐待：叩く、つねる、殴る、蹴る
- 心理的虐待：怒鳴る、無視、威圧的な態度
- 経済的虐待：日常生活に必要なお金を渡さない、医療費、介護費などを支払わない
- 性的虐待：わいせつな行為、裸や下着のまま放置する
- 放置、放任（ネグレクト）：入浴させない、オムツ交換をしない

「虐待かも」と思ったら迷わず市役所高齢福祉課 または地域包括支援センターに相談を！

高齢者虐待はどの家庭でも起こる可能性がある身近な問題です。介護をしている家族の孤立が、虐待の引き金になってしまうこともあります。心配な高齢者を発見した場合は、ご相談ください。



【相談・通報先】 高齢福祉課・地域包括支援センター ☎ 26-2250